

川崎市道水路台帳平面図等の閲覧及び交付取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市道水路台帳平面図及び川崎市保管土地図等(以下「図面」という。)の閲覧及び交付について必要な事項を定め、その適正な運用を図ることを目的とする。

(図面の閲覧及び交付手続)

第2条 図面の閲覧及び交付手続は、次のとおりとする。

(1) 図面の閲覧

ア 図面は、川崎市道水路台帳平面図等管理・閲覧システムの設置及び運用管理に関する要綱第1条に規定する閲覧者用端末(以下「端末」という。)により閲覧に供する。

(2) 図面の交付

ア 利用者は、図面の交付を希望する場合、端末にて印刷範囲を指定し、端末からの自動出力により図面を取得する。

イ 図面の交付に要する費用は、端末により徴収する。

(図面の交付に要する費用の額)

第3条 図面の交付に要する費用の額は、A3版1枚につき50円とする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、建設緑政局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 川崎市保管土地図及び川崎市道水路台帳平面図の閲覧に関する処理要綱(平成19年4月1日施行)は、廃止する。

3 この改正要綱は、令和6年3月1日から施行する。